

平成 26 年度 第 2 回 新潟市福祉有償運送運営協議会（会議録）

平成 26 年 9 月 4 日（木）午後 2 時～

新潟市役所本館 6 階 第 2 委員会室

（司 会）

定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。ただいまから平成 26 年度第 2 回新潟市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます、新潟市福祉総務課の高橋と申します。

本日はご多忙の中、委員の皆様よりお集まりいただき、厚くお礼申し上げます。

はじめに事務局から、一言ごあいさつ申し上げます。

（福祉総務課長補佐）

皆様、お疲れさまでございます。事務局の新潟市福祉総務課課長補佐の遠藤と申します。本日、福祉総務課長の外山が所用により不在ということで、代わりに私からごあいさつさせていただければと思っております。

本年度は 6 月 2 日以降 2 回目ということでございます。本日の次第につきましては、5 件の登録申請、そして 1 件の協議ということで皆様にお願ひ申し上げたいと思っております。長時間の会議となりますが、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

（司 会）

まず、議事に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。本日使用いたします資料は、次第、更新申請団体の実施概要の資料ということで、A 3 の資料が 2 枚、平成 24 年度、平成 25 年度、それぞれのものが 1 枚ずつございます。それと更新申請案、ホッチキスで止めてある少し分厚いものが①から⑤まで、五つございますのと、最後に、新潟市福祉有償運送運営協議会への協議について（依頼）ということでホッチキス止めの 2 枚のものがございます。以上でございます。ご確認いただけますでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

なお、本日も、会議録概要作成のため録音させていただきます。

本日は五十嵐委員、新保委員、高橋委員からご欠席の連絡をいただいておりますのと、海藤委員と岩森委員については少し遅れていらっしゃるようでございますが、16 名の委員のうち 11

名の委員の皆様がご出席されておられ、規則第6条第2項に定めた委員の過半数の出席を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、松本会長より議事進行をお願いいたします。

(会 長)

それでは、早速ですが進めさせていただきます。

本日、福祉有償運送の登録更新申請についてということで、5件の団体の登録更新申請が提出されております。その中で、①になっていきますフレンドランド福祉会から⑤の順番どおりでさせていただきます。最初に事務局からご説明いただいて、もし必要であれば、団体の方から発言を求めるといふことにしたいと思います。

それでは最初、フレンドランド福祉会につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

以上で、フレンドランド福祉会の更新についての説明が終了しましたが、何か意見等、ございますでしょうか。

今、さっと見させていただいた限りでは、運転者数というのが23人から20人に、3人減っているのですけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

(事務局)

運転者数につきましては、A3判の3月31日時点からこの協議依頼をしていただいた7月3日の間に3名減ということになっています。

(会 長)

ということで、運転者数については3名減となっています。

何か意見あるいは疑問な点等、ございますでしょうか。

特にないようですので、フレンドランド福祉会につきまして、更新ということについての意見をまとめたいと思います。特に問題がないということですので、更新についての協議が整ったということですのでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、協議が整いましたので、国へ申請の準備をしていただくこととなります。

5件とも同じかと思うのですけれども、今後、だいたいどのようなスケジュールで進んでいくのか、この5件一緒だとは思いますが、少し説明していただけますか。

(事務局)

今後のスケジュールですが、5件の団体について、9月末日あたりが現在の登録期間になっています。9月末日に向けて登録が必要ですので、この協議会で合意を得られましたら、協議会から合意が得られたことを証する書面というものを出示して、それをもって運輸支局に登録の申請をしていただくという形になります。あとは運輸支局の事務処理の期間がどのくらいかかるかというのはよく分からないのですが、その後、登録という流れになっていきます。

(会 長)

分かりました。

それでは、フレンドランド福祉会について準備をしていただくということで、次に移りたいと思います。二つ目、中東福祉会について、同じように事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございました。

ただいまの中東福祉会につきまして、なにかご質問、ご意見ございますでしょうか。

特にないということでもよろしいでしょうか。それでは、中東福祉会につきまして協議が整ったということで、そのように見なしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、中東福祉会につきまして協議が整いましたので、国のほうへ申請の準備をお願いすることにいたします。

それでは三つ目に移ります。社会福祉法人更生慈仁会につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございました。

ただいまの更生慈仁会につきまして、なにかご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(岩森委員)

恐れ入ります。質問させていただきたいのですが、7ページなのですが、運転者名簿のところにはハンコがない部分があるのですが、これは書類上問題ないのでしょうか。

(会 長)

事務局からお答えをお願いいたします。差し替えていただくのでしょうか。

(事務局)

これにつきましては、申し訳ありません、差し替えていただきます。

(富澤委員)

富澤です。

ほかの団体と少し違う部分があるのかなと思うところがありまして、日付の記載がないページが何ページかあるのです。具体的にいうと、2ページの日付が空欄になっているところと、それから20ページの日付が空欄になっているところと、42ページの日付がそれぞれ空欄になっているのですが、ほかの団体はそれぞれ7月下旬から8月いっぱいの中のいずれかの日付で記載がされているので、何か事務局から指示があってこういう記載になったのか、それとも記載漏れなのかについて教えてください。

(事務局)

事務局から説明いたします。この書類につきましては国、運輸支局へ提出する書類になっていまして、今、こちらで協議いただいている内容につきましては、こういった内容で国へ申請しますということです。この時点においては申請する日が分からないので、こちらから空白にしておいてくださいという指示はしました。ほかの団体につきましては、日付が入っているものにつきましては、協議会の前に国へこの書類を持って確かめに行った日ということで認識していただければと思います。

(富澤委員)

分かりました。

(鈴木委員)

それも変なとらえ方ですね。

(富澤委員)

でも、なぜかは分かりました。

(鈴木委員)

質問には答えているのだろうけれど、意味不明ですね。事務局が判断するわけではないのだし、申請があとにしなければいけないというのであれば、それは消して直すべきだし。手前で、意思表示をしたときでいいというのであれば入れておくべきだろうし、一致していない。

(事務局)

事務局からお答えします。本来的には、こちらは空欄で出していただくべきものだと思います。というのは、こちらは国に申請する案となっていますので、案の段階ではこちらの日付は入らないべきものです。

(鈴木委員)

入れているものは、もう一回やり直しをするということですね。入っていたもの。

(会 長)

提出の段階でその日付を修正するということですね。

(事務局)

そういうことです。

(丸山委員)

細かい話も出たので、念のために注意ということなのですが、先ほどの中東福祉会も今回の更生慈仁会も、役員登記が、おそらくこの8月に重任されているか替わっているかだと思いますので、国に提出される時には必ず最新の法人登記をつけていただくことに留意していただければと思います。役員の任期が2年になっておりまして、役員として登記されている方、理事長ですけれども、もう2年の期間を過ぎておられる登記簿が今こちらについておりますけれども、国には最新のものです。

(会 長)

最新のものに入れ替えるということですね。

(和泉委員)

事務局にお聞きします。そうしますと、我々は、この資料を見てどのように判断すればよろしいのでしょうか。今の発言を聞きますと、役員が替わる可能性もあるわけですよ。替わった名簿で我々は見なくてもいいのでしょうか。私、今までずっと何度も言ってきましたけれども、我々が判断するのはこの申請案を見る以外に何もないわけです。なおかつ、今、ひととおり説明がありましたけれども、5分くらいでこの内容が正しいか正しくないかというのはほとんど分からないわけです。私は事前送付された資料を見まして、二、三か所の訂正をお願いしたのは私なのですが、時間があればそうやって調べて見ることもできますけれども、そうなってくると書類のいい悪いというのは事務局の方にお任せする以外にないと思うので、それも含めて、今の申請の日付の問題とか添付されている書類の日付の問題とか、免許証とかいろいろ有効期限のある書類もありますし、それと、この申請書の日付、先ほど入っていても入っていないでもいいみたいなお話もありましたけれども、詳しく考えていくとだんだん分からなくなってくるという。私自身はわかりませんが、その点、事務局はどういうお考えなのでしょうか。

(事務局)

登記簿謄本につきましては、役員が替わったということですので最新のものを付けていただければと思うのですが、役員が替わった、替わらないということにつきましては、丸山委員から指摘をいただくまではこちらも分かりませんでした。

基本的に、この協議会で協議いただく更新申請案の趣旨なのですが、最終的に登録する先というのが新潟運輸支局になりますので、その運輸支局において申請する案を見ていただくということになっています。

協議依頼をいただく日なのですけれども、それは特に決めがなく、例えば、協議会の開催、今日は9月4日になりますが、この協議依頼につきましては7月10日にいただいております。そこで、その日付の間に何かしらの変更が生じてきているということだと思っております。

(会 長)

最終的には国、運輸支局に提出されるでしょうから、運輸支局が最後のチェックをします。それを受け取る、申請を受け取るわけですからね、と思っております。時間的なずれもどうしても発生するので、この協議会としては、協議会の9月4日の段階で間違いがないかどうか、更新を申請していいかどうかということをチェックしていただくのかなと思っております。それは私の理解ですけれども。

先ほど、理事の方の変更があるというお話ですが、そのことがこの団体の運営に特別の支障をもたらすとか、そういうことはないわけですよ。お答えいただけますか。

(丸山委員)

この福祉有償運送の事業そのものにそれが何か関わってくるか、問題になってくるかということはないと私は思うのですけれども、申請者として代表者氏名が載りますので、その整合がきちんと取れていればいいということだと思っております。

(会 長)

そこは私もよく分かりませんが、当然、理事がこう変わりますと新潟市の事務局にも連絡されるのでしょから、そこは事務局でチェックしていただくということかなと思っております。そのあとに運輸支局へ、国へ申請をするということでしょうか。

(島崎委員)

丸山委員がおっしゃったところ、ページと具体的なところで少し教えていただいたほうがいいかなと思っております。

(丸山委員)

では、申請案③の37ページをご覧くださいませ。2段目、役員に関する事項というのがあります。理事の氏名が入ってしまっていて、下線のないところが最新ということなのですけれども、平成24年8月13日に重任されまして8月22日に登記をされております。少し前に戻っていただいて定款なのですけれども、24ページの定款第6条で役員の任期というのが定められていまして、役員の任期2年ということですので、平成24年8月13日から見ますとすでに任期が切れているという状況です。おそらく、すでに、今現在では次の任期の新たな理事が選任されて代表理事も決まっておられると思うのですが、この更新申請が7月10日に出ているもので

すから、この段階ではこの登記簿が最新だったと思われませんが、その後、最新のものができているかと思しますので、国に申請されるときにはその最新のものを付けていただいて、それがその登記と申請者の代表者氏名が合っている必要がありますということです。

(会 長)

申請書に記載されている理事は、また理事として任命されているということもご存じなわけですか。ですから、内容には変更はないというか。

(事務局)

新しい定款を運輸支局に提出いたします。

(会 長)

新しい定款に差し替えるということですね。島崎委員、それでよろしいでしょうか。

(島崎委員)

よろしいです。丸山委員がおっしゃったことでよくわかりますので、ぜひ、入れ替えていただいて。

(会 長)

ほかに疑問な点等、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの更生慈仁会につきまして、申請の準備をしていただくということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、更新の協議が整いましたので、国への申請の準備をお願いすることにします。

次に、4番目になりますが、社会福祉法人中蒲原福祉会につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございます。

ただいまの中蒲原福祉会につきまして、何かご質問、疑問な点等ありましたらお願いいたします。

(富澤委員)

富澤です。

運転者名簿を出されている方の中でまもなく免許が切れる方がお一人いらっしゃって、先ほどの更生慈仁会でもお一人いたのですけれども、私が伝え忘れていました。すみません。それ

も戻っていただきたいのですが、まず、今の更新申請案④の中蒲原福社会でページ5のところの4番目の方、9月10日で更新日になっていますので、おそらくこれも7月18日に出されたときにはまだ免許の更新がないのでこの名簿が最新だと思うのですが、今日の会議が終わったあとで最新版の提出書類を作られるときには、おそらくこの方の部分というのは免許証の新しいものの日付と添付がないと陸運局のほうで通らないはずですし、免許の更新が切れているという状態になりますので、そこを差し替えていただきたいと思います。

同じく、先ほどすみません、私が伝え忘れていた同じ状態の方がいるのですけれども。

ここですね。おそらく、締切日、提出した日と更新した日があるはずなので、それも差し替えていただきたいなと思います。

(会 長)

それでは、国に申請のときに差し替えていただくということでお願いいたします。

免許証というのは、まったく新しく変わるわけですよ。更新をすると、そうですよね。

(島崎委員)

不備とか誤字、脱字とかそういうことではないので、少しお聞きしたいのですが、わかばの家で、平成24年度の会員数の状況のところ、その他が91、平成25年度のほうでその他214と。今日、お出しになられたものでも平成25年度とほとんど変わらないのですが、ほかの会員の障がいの状況、移動支援が必要な状況はほぼ同じだと思うのですが、その他のところは、もし教えていただければよいのであれば、どのような障がいの方ですとかどのような状況で移動支援が必要なのかというところを、平成24年と25年のところで数字が二けたくらい増えていますので、それが今年度も継続されているのだろうなと思うのですが、利用者の状況について教えていただければと思います。差し支えなければお願いいたします。

(会 長)

その他とおっしゃったのは、何が。

(島崎委員)

利用会員数の状況のところ、その他にあたるところが。

(会 長)

イ、ロ、ハ、ニのニですね。

(島崎委員)

はい。そこが平成25年度に少し増えて、それが今年度も継続されているのだけれども、利用者といいますか会員の方の状況について、少し特徴的なことがおありでしたら教えていただきたいと思います。

(会 長)

事務局でお分かりでしょうか。

(事務局)

今、データがありませんので、中蒲原福祉会に確認していただければと思います。

(会 長)

それでは、中蒲原福祉会から説明をお願いします。

(中蒲原福祉会)

中蒲原福祉会わかばの家、池田と申します。よろしくお願いします。

その他の方ですけれども、療育手帳をお持ちの知的障がいの方々が主になっております。

それで、増えているというのも、増えている理由でしょうか。

(島崎委員)

もし分かれば。

(中蒲原福祉会)

私どもは移動支援をやっている事業所なのですけれども、そこへ福祉有償運送の事業を組み合わせることで皆様にサービスを提供させていただいているのですけれども、移動支援を利用される中で、やはり車を利用して移動しないと、公共交通機関のみではなかなか利用が厳しいという方々は自然と車を利用してということになります。そういった方々が、非常に今、希望の方が多くいらっしゃいますので、私たちのサービスを提供できる限りなるべく希望を聞いているという感じで、年々増えているという状況です。

(島崎委員)

分かりました。ありがとうございます。

(会 長)

ほかにいかがでしょうか。

私からです。具体的には55ページに会員名簿というのがありますが、番号でいうと33までありまして、56ページを見ると67に飛んでいるのです。これでよろしいのでしょうか。その次もそうなのです。99から133とか、飛んでいるのですけれども。

(事務局)

失礼しました。こちらにつきましては、こちらが抜けていましたので、後日、会議録と併せて訂正してお届けしたいと思います。申し訳ありません、こちらのミスで抜けていました。

(会 長)

送っていただいたものはよく見ていなかったのですが、正しくなっているのであればそれでもいいのかなと、この場ではですね、と思いますが。送っていただきたいものも飛んでいますね。

(事務局)

こちらは、印刷する際に両面のものを片面で印刷したのだと思います。申し訳ありません。

(会 長)

わかりました。

ほかに何か、疑問な点等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、中蒲原福祉会につきまして、更新申請の準備が整ったという事でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、中蒲原福祉会について国への申請の準備をしていただくということで、お願いいたします。

次の5番目に移ります。社会福祉法人新潟太陽福祉会につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ただいまの新潟太陽福祉会につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(和泉委員)

意見というよりもお願いなのですから、いいですか。後ろにいらっしゃるのですか。

(事務局)

今日、来る予定だったのですけれども、急きょ欠席になりまして。

(和泉委員)

実は、自動車保険のところを見ていて、証券の番号を見ると枝番号が19まであるので、最低でも19台以上は持っていらっしゃるのではないかなと想像はするのです。ここに書いている割引が27パーセントくらいですよ。保険証券の右側を見ていただくと、右側のページの左半分の下から3分の1くらいのところに27パーセントとありますよね。ほかの事業所はみんな70パーセントなのです。事故も何もなくてどんどん割引が進んでいくと、70パーセントまでいくのです。それで、ほかの事業所はそれより上まで、それより割引が上がらないというところまでいっているのだけれども、おたくのところだけ27パーセントでしたので、事務局の方に2年前の数字を聞かせてもらって、その数字からだとも27パーセントくらいは、少しずつよくなっていくのでいいのかなと思っていたのですけれども、今日のA3判のまとめを見ると、けがをするような事故でもないですけれども、三つ書いてありますよね。これのおかげで、多分、2年前くらいはがたと下がったのではないかなと想像するのです。金額でいうと、おたくは保険料を3倍くらい払わなければだめなのです。75パーセント引きと30パーセントちょっとです

から、3倍くらい払わなければだめなので、お金のこともさることながら、やはりなんとか、昨年度はなかったようですけれども、なんとか事故を減らしていただかないと大変かなと。ただ、お願いでしかないのですけれども、そういうことです。

(会 長)

和泉委員からのお願いということで、よろしく願いいたします。

(佐藤委員)

事務局に質問してもよろしいでしょうか。

更新の案というもので日付が7月25日なのですけれども、例えばそれ以降で運転者がなんらかの事情で辞めたとか、車両が故障して動かなくなって廃車にしたとか、そういったものの連絡というのは、その案のときには事前に、案を出したあとに事前に各所から連絡が来るのでしょうか。

(事務局)

仕組みとしましては、この申請とは別に、そういった軽微の変更がある場合は届け出をしてもらうということになっています。この申請案とは別に事務局に上がってきます。また、この協議依頼があつてから、こちら事務局として法人の事務所にお邪魔して申請の内容について聞き取りを行っていますが、その際に、その後変更について聞き取りをしています。

(佐藤委員)

書類の、例えば保険期間が切れていたものが翌月につながっているというのが前提ですし、届け出するときはそれを見れば事務局のほうで分かるわけなのでしょうけれども、運転者が辞めたとか急にお亡くなりになったとか、いろいろなケースがあるかと思うので、そういったものは、この時点では事前に分かれば削除されるということですか。

(事務局)

そういった場合、申請書の差替えだとか、そういった対応になってくるのだと思います。

(佐藤委員)

分かりました。

(岩森委員)

非常に細かいところなのですけれども、住所というのは、番とか番地とか、そのところまで詳しく書いたほうがいいのでしょうか。2ページの住所のところには番地の記載がないのですが、ほかの正式な文書のところには675番地と番地の記載までされているので、正式書類として、ここまで書いたほうがいいのかと思ひまして、ご指摘させていただきました。

(会 長)

事務局、どうなのでしょう。

(事務局)

事務局としては、支障はないと認識しています。

(岩森委員)

了解しました。

(事務局)

先ほどの件で1点、申し訳ありません、報告があります。

今回、2ページに代表者氏名のところに理事長という肩書がありませんので、これにつきましては、申請の際につけていただければと思います。

(会 長)

それも新潟太陽福祉会にお願いするということです。

ほかにご指摘ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、社会福祉法人新潟太陽福祉会について更新申請の準備が整ったということで、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは新潟太陽福祉会につきまして、国への申請の準備をお願いすることにいたします。

議事の最初の更新申請について、5団体につきまして終了しましたので、2番目に移りたいと思います。2番目のほうは、内容としましては、(2)ですけれども、NPO法人わあなるについての複数乗車の協議依頼ということでございます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局から説明します。この協議依頼が出てきた経緯について、説明させていただきます。

わあなるにつきましては、前年度、新規の登録申請をして、協議の結果、登録したという経緯があるのですけれども、その際、対価の協議の際に複数乗車はしないということを前提に合意をいただいているという中で、今回、実際に運行していく中で複数乗車が必要な場面が出てきたということで相談がありました。協議会の際は複数乗車しないという前提だったけれども、やはり、する必要が出てきたという相談をいただきましたので、それについてこちらで指針等を確認したところ、複数乗車する際は協議会での合意が必要という指針での記載がありましたので、今回、この協議会に諮っていただきたいと思います。

内容につきましては2ページにありまして、複数乗車を行いたい理由が(3)にあります。目的地、出発地が同じで同一世帯から、同じ車両でまとめて移送してほしいという依頼があったということが理由です。その際、別々の車で移送するよりは同じ車で移送したほうが合理的ということもありますので、それについて、改めて複数乗車について、この協議会で合意をいただきたいということで協議の依頼が出てきました。

対価につきましては、特に変更することはありません。1運行1契約として、通常、ほかの団体がしているような形で対価を取るということで、今までの対価の中で、その対価を二人で来たら二人で割るというやり方です。対価について変更はありませんので、よろしくお願いします。

(会 長)

ありがとうございます。

ただいまのわあなるの複数乗車の依頼につきまして、ご意見をいただきたいと思います。

< 「異議ありません」の声あり >

(会 長)

それでは、わあなるの複数乗車について、対価については特に変更ありませんということで、そういう形で認めるということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、わあなるの複数乗車ということについては協議が整ったということにさせていただきます。

用意いたしました議題はこれで終わりとなりますが、せっかくですので、委員の皆さん方から、そのほかのことも含めまして何かご意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(会 長)

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、これで本日の議事を終了させていただきたいと思います。それでは、事務局から今後の予定など、連絡事項がありましたらよろしくお願いいたします。

(司 会)

本日は、ご審議いただきありがとうございました。

委員の皆様からの意見につきましては、今後の協議会に反映していきたいと思いますので、今後もよろしくお願いいたします。

また、今回、更新申請について協議が整った団体については、協議が整った旨の文書が事務局より発行されますので、国への手続きに入ってくださいことになります。

また、本日の資料につきましては個人情報が含まれている部分がありますので、持ち帰らずにそのまま机の上に置いていってくださるようお願いいたします。

今度の日程についてですが、次回は平成26年度上半期の状況報告と更新申請2件の協議のため、11月か12月に予定をしております。

(会 長)

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本日の協議会を終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。